

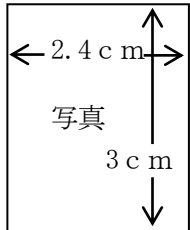
現在有効期限のある宅地建物取引士証を

お持ちの方が、更新をする場合の記入例

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

交付手数料 4,500 円
(広島県では、現金にて納付です。)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和5年 4月 1日

広島県知事殿

郵便番号 (730 - 0046)

申請者 住所 広島市中区昭和町 11-5-201

氏名 宅建 花子

申請の種類

2

- 1. 新規
- 2. 更新
- 3. 登録の移転

受付番号

※ [] [] [] [] [] []

受付年月日

※ [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号

3 4 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

この枠は、記入不要

受講年月日

※ [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

広島県の県番号 34

宅建士証中段右手の6桁の登録番号

住所	広島市中区昭和町 11-5-201 携帯番号 (090) 0000 - 0000 電話番号 (082) 243 - 0011		住民票に記載の住所
(フリガナ) 氏名	戸籍に記載の氏名で記入 タッケン ハナコ 宅建 花子	旧姓併記の場合は、 タッケン [フドウサン] ハナコ 宅建 [不動産] 花子 と記入	
生年月日	昭和・平成	3年 1月 1日	
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	宅建不動産(株)	宅建業に従事していない場合は、記入不要
	免許証番号	国土交通大臣 (1) 第 20000 号 広島県 知事	宅建業の免許番号
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して (いる ・ いない)	記入不要
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	令和5年 10月 1日	
この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。 年 月 日			確認欄
※ 講習実施者 公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会 印			※

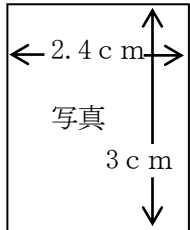
注：※の欄は記入不要です。

宅建試験合格後1年以上たった方(宅地建物取引士証の有効期限が切れた方を含む)が、新たに宅地建物取引士証を取得する場合の記入例

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

交付手数料 4,500 円
(広島県では、現金にて納付です。)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和5年 4月 1日

広島県知事殿

郵便番号 (730 - 0046)

申請者 住所 広島市中区昭和町 11-5-201

氏名 宅建 正子

申請の種類

1

- 1. 新規
- 2. 更新
- 3. 登録の移転

受付番号

※ [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日

※ [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号

3 4 [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

この枠は、記入不要

受講年月日

※ [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

広島県の県番号 34

県から通知された6桁の登録番号

住所	広島市中区昭和町 11-5-201 携帯番号 (090) 0000 - 0000 電話番号 (082) 243 - 0011		住民票に記載の住所
(フリガナ) 氏名	戸籍に記載の氏名で記入 タッケン マサコ 宅建 正子	旧姓併記の場合は、 タッケン [フドウサン] マサコ 宅建 [不動産] 正子	と記入
生年月日	昭和 ・ 平成 3 年 1 月 1 日		
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	宅建不動産(株) 宅建業に従事していない場合は、記入不要	
	免許証番号	国土交通大臣 (1) 第 20000 号 広島県 知事 宅建業の免許番号	
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して (いる) ・ いない)	
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日 記入不要	
この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。 年 月 日			確認欄
※ 講習実施者 公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会			※

注：※の欄は記入不要です。